

り決める内容としては、企業等の所得についての源泉地国や源泉税率等であり、租税条約と各国の国内法の内容が異なるときは、原則として租税条約が優先に適用される。なお、源泉税率等について租税条約よりも国内法を適用したほうが有利になる場合は、一般に国内法の規定を優先適用できる(プリザベーション・クローズ)。

② 検討事項

日本と海外子会社の所在地国との間に租税条約が締結されていても、自動的にその恩恵が受けられるわけではなく、原則として、届出書を所在地国の税務当局等に提出することが求められる。また、居住者証明書等が添付書類として必要になることがある。これらの届出書や、要求される添付書類は、所在地国の所定の様式に従うことが一般的である。海外子会社の経理部は、日本親会社と協力して、そのロイヤルティや利子に係る源泉税率について租税条約の優遇税率等の適用漏れがないか、要求される届出書および添付書類が適切に提出されているかを確認する必要がある。

Part 2

チェックリストで漏れをなくす 現地経理部の決算・税務 申告業務のポイント

海外子会社の決算実務では、現地の会計基準および税法に従うのみではなく、親会社報告も視野に入れる必要がある。

ASEAN主要6カ国の会計制度

ASEAN主要6カ国であるシンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピンの会計制度についてまとめると、図表5のとおりである。

○ 中小企業版IFRS

① 中小企業版IFRSとは

わが国には、「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」が公表している中小企業向けの会計基準として「中小企業の会計に関する指針」がある。一方、国際的には、IASBが2009年7月に公表した中

(図表5) ASEAN主要6カ国の会計制度

	会計基準の説明
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> 現在適用されている自国の会計基準(SFRS)の内容はIFRSとほぼ同等である。 上場会社についてはIFRSの適用が可能である。なお、2012年に予定されていたコンバージェンスは延期されている。 要件を満たした企業についてはSFRSの他、中小企業向け会計基準(中小企業版IFRSを基礎としたもの)の適用が認められている。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社に適用されるタイ財務報告基準(TFRS for PAEs)はIFRSとほぼ同等である。 非上場会社には中小企業向けの会計基準(TFRS for NPAEs)が適用される。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社に適用される財務報告基準(MFRS)はIFRSとほぼ同等である。 非上場会社にはMFRSの他、非上場会社向け報告基準(PERS)の適用も認められる。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 現在、連結・単体ともに自国の会計基準(VAS)を採用。 VASはIFRSをベースに作成されているものの、資産の減損等、未だ適用されていない基準もある。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> 現在、上場会社、非上場会社ともに、自国の会計基準(PSAK)を採用。 自国会計基準(PSAK)を2009年1月1日時点で有効なIFRSとほぼ同等とする改訂作業を2012年までに実施済み。 2009年1月以降に行われたIFRSの改訂については2013年以降に対応順次コンバージェンスを実施予定。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社についてはIFRSとほぼ同等のフィリピン会計基準(PAS)を採用。 非上場会社についてはPASの他、中小企業向けフィリピン会計基準(中小企業版IFRSと同等の内容)の適用が認められている。